

東浦町出納員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 9 月 14 日

東浦町長

日高 輝夫

東浦町規則第27号

東浦町出納員等に関する規則の一部を改正する規則

東浦町出納員等に関する規則（昭和54年東浦町規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(出納員) 第2条 出納員は、 <u>職員のうちから町長が任命するものとする。</u> 2 略 (その他の会計職員) 第4条 略 2 分任出納員は、 <u>職員のうちから町長が任命するものとする。</u> この場合において任命権者が町長でない職員は、当該職にある期間町長部局の職員に併任されたものとみなす。 3 略 (分任出納員の行う事務) 第5条 分任出納員は、 <u>収入金</u> の収納事務並びに物品の出納及び保管の事務を行うものとする。 (領収印) 第9条 出納員等は、納入者から現金を受領したときは、出納員領収印(<u>別表第1</u>)又は分任出納員領収印(<u>別表第2</u>)を押印した領収書を納入者に交付しなければならない。ただし、東浦町財務規則(昭和54年東浦町規則第3号) <u>第28条第3項</u> の規定により領収書に代えたものについては、この限りでない。 2から4まで 略	(出納員) 第2条 出納員は、 <u>会計課長をもって充てる。</u> 2 略 (その他の会計職員) 第4条 略 2 分任出納員は、 <u>別表第1の職名欄に掲げる者をもって充てる。</u> この場合において任命権者が町長でない職員は、当該職にある期間町長部局の職員に併任されたものとみなす。 3 略 (分任出納員の行う事務) 第5条 分任出納員は、 <u>別表第1の設置箇所における収入金</u> の収納事務並びに物品の出納及び保管の事務を行うものとする。 (領収印) 第9条 出納員等は、納入者から現金を受領したときは、出納員領収印(<u>別表第2</u>)又は分任出納員領収印(<u>別表第3</u>)を押印した領収書を納入者に交付しなければならない。ただし、東浦町財務規則(昭和54年東浦町規則第3号) <u>第28条第4項</u> の規定により領収書に代えたものについては、この限りでない。 2から4まで 略

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(東浦町会計管理者の職務を代理する職員等を定める規則の一部改正)
- 2 東浦町会計管理者の職務を代理する職員等を定める規則（昭和 56 年東浦町規則第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(職務を代理する職員等) 第 2 条 会計管理者に事故があるとき、又は会計管理者が欠けたときは、 <u>東浦町出納員等に関する規則（昭和 54 年東浦町規則第 5 号）第 2 条第 1 項に規定する出納員（その者に事故があるとき、又はその者が欠けたときは、同条第 2 項に規定する出納員）</u> がその職務を代理する。	(職務を代理する職員等) 第 2 条 会計管理者に事故があるとき、又は会計管理者が欠けたときは、 <u>会計課長（会計課長に事故があるとき、又は会計課長が欠けたときは、東浦町出納員等に関する規則（昭和 54 年東浦町規則第 5 号）第 2 条第 2 項に規定する出納員）</u> がその職務を代理する。